

ゴルフ場への提言

◇3◇

われている事件の妥当な解決のために、むしろ裁判官がもうたぐさんの事件で使っていたのです。

平成八年当時ゴルフ界はもう冬の時代に入っており、目先の利く経営者は将来の混乱を見据えて、法的効果はともかく、据置期間の延長や会員権の分割を始めていました。そんな時私に講演依頼をしてこられた業界紙の方が、これらの法的分析を求めたのです。

私は、この問題を司法や行政が見放してしまうと、当時値下がり中の商業ビルなどの占有（NHKで「地下げ」と報道されていましたが）を始めていた地下世界の人たちのゴルフ場への介入を招くことを予感していました。そして彼らの介入を防ぐには、少しでもまじめに対応しようとするゴルフ場経営者の防波堤になるような理論を考えなくてはいけないと考えていましたので、あわてて民法の契約法をもっと一度勉強し直したわけです。少しでも法律をかじっ

の領域でも一定の場合、後からの不利益変更が許される場合があり得ることが分かってきました。皆さんも意外に思われるかもしれませんが、これは「目からウロコ」みたいな感じでした。近代法の原則では、契約した当事者（仮にAさんとBさん）としましよ

ゆる青天井の保証人の保証金額を信義に照らして20%に減額したり、期間を限定した契約について更新を拒むことを信義に反するとして、誠に事件の解決としては妥当な判断をしていたわけですから。よく判決だとゼロか100%で中間的解決がないと言われますが、実はそうでない中間的判決というのをもたくさんあるのです。

同意なく適用の例も

ん決めたとことを後からAさんの不利益に変えるときは、不利益を受けるAさんの同意がなければできないはずですが、例えば銀行から借金した人が返済期を銀行の同意なく勝手に遅らせることはできませんよ。

極め付けは、人権としてはかなり重いはずの労働基本法上の権利すら、合理性があれば労働者の不利益に変更できるという最高裁判決が昭和四十年代から一貫して積み重なっていたのです。労働契約も契約ですから、本来不利益を受ける労働者の同意なく変更できないはずですが、

不利益変更の時代②

た人なら事情変更の原則を考えてきます。でもこれはドイツでハイパーインフレーションの時代に形成されたもので、理論として認められても実際に適用される可能性はありませんでした。でも調べていくうち、契約法

でもこの近代法の原則は現代社会においては必ずしも貫かれてはいない、という鋭い指摘がなされています。契約法の現代化というテーマは、まさに日本全国の地方裁判所などで死活問題として争

しかしかなり以前からそれなりの代償的な措置（例えば割増退職金の支払いなど）をとするなど合理性があれば、定年制の導入などの就業規則の変更が許されてきたのです。この法理は皆知ってはいいたのですが、労働法の世界の話であったためか、経済環境や時代の変化に基づく契約の不利益変更の一種であることはあまり注目されていなかったのです。（弁護士・西村隆毅）